（小損害不塡補）

第百五十九条　法第百六十一条第一項の農林水産省令で定める金額は、各号に掲げる金額のうち組合員又は共済資格者が申し出たものとする。この場合において、当該組合員又は共済資格者は、当該申込みに係る共済関係の全てについて、同一の金額を申し出なければならない。

一　三万円（共済価額の二十分の一に相当する金額が三万円に満たないときは、当該相当する金額）

二　十万円

三　二十万円

（基準収入金額の設定方法）

第百八十四条　（略）

2　全国連合会は、前項の準則に従い、第百七十九条第二号に掲げる書類に基づいて算定される保険期間中に見込まれる農業収入金額が前項の平均額を下回る場合は、同項の規定にかかわらず、当該保険期間中に見込まれる農業収入金額に相当する金額を基準収入金額として定めるものとする。

3　全国連合会は、第一項の準則に従い、保険期間において経営面積の拡大が見込まれることその他の事由がある場合は、前二項の規定にかかわらず、前項の保険期間中に見込まれる農業収入金額に相当する金額を上限として、第一項の平均額に一定の調整を加えて得た金額を基準収入金額として定めるものとする。

4　第百七十五条第四項に規定する場合には、第一項の準則に従い、被承継人又は譲渡人の前条第一項に規定する期間における農業収入金額を第一項の農業収入金額に含めることができる。

（保険限度額及び保険金額の変更方法）

第百八十九条　（略）

2　前項の規定による申出により全国連合会が基準収入金額を変更したときは、法第百七十九条第五項の規定による変更後の保険限度額は、当該変更後の基準収入金額に第百七十五条第五項の規定により当該被保険者が申し出た割合を乗じて得た金額とし、法第百七十九条第五項の規定による変更後の保険金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額までの範囲内において被保険者が申し出た金額とする。

一　変更後の保険限度額に、変更前における保険金額の保険限度額に対する割合を乗じて得た金額

二　変更前の保険金額

3・4　（略）

（基準補塡金額及び補塡対象金額の変更方法）

第百九十四条　基準補塡金額及び補塡対象金額の変更については、第百八十九条第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項中「第百七十五条第五項」とあるのは「第百九十二条」と、同条第三項中「第百八十一条第二項の規定により支払をする者」とあるのは「第百九十一条第二号又は第三号に掲げる場合」と読み替えるものとする。

（共済関係に関する通知）

第二百四十一条　法第二百三条において準用する法第百九十五条第一項の規定により通知すべき事項は、次のとおりとする。

一　農作物共済にあっては農作物政府保険区分、家畜共済にあっては共済目的の種類、果樹共済にあっては果樹政府保険区分、畑作物共済にあっては畑作物政府保険区分、園芸施設共済にあっては共済目的

二～四　（略）

2・3　（略）

附　則

（農業共済団体及び共済事業を行う市町村の勘定区分に係る経過措置）

第五条　（略）

2　法第百十条第一項の共済事業を行う市町村の特別会計の経理については、前項の規定を準用する。

（小損害不塡補）

第百五十九条　法第百六十一条第一項の農林水産省令で定める金額は、三万円（共済価額の十分の一に相当する金額が三万円に満たないときは、当該相当する金額）とする。

（新設）

（新設）

（基準収入金額の設定方法）

第百八十四条　（略）

2　全国連合会は、第百七十九条第二号に掲げる書類に基づいて算定される保険期間中に見込まれる農業収入金額が前項の平均額を下回る場合は、同項の規定にかかわらず、当該保険期間中に見込まれる農業収入金額に相当する金額を基準収入金額として定めるものとする。

3　全国連合会は、保険期間において経営面積の拡大が見込まれることその他の農林水産大臣が定める事由がある場合は、前二項の規定にかかわらず、前項の保険期間中に見込まれる農業収入金額に相当する金額を上限として、第一項の平均額に一定の調整を加えて得た金額を基準収入金額として定めるものとする。

4　第百七十五条第四項に規定する場合には、農林水産大臣が定める準則に従い、承継人又は譲渡人の前条第一項に規定する期間における農業収入金額を第一項の農業収入金額に含めることができる。

（保険限度額及び保険金額の変更方法）

第百八十九条　（略）

2　前項の規定による申出により全国連合会が基準収入金額を変更したときは、法第百七十九条第五項の規定による変更後の保険限度額及び保険金額は、当該変更後の基準収入金額に第百七十五条第五項及び第百八十二条の保険資格者が申し出た割合を乗じて得た金額とする。

（新設）

3・4　（略）

（基準補塡金額及び補塡対象金額の変更方法）

第百九十四条　基準補塡金額及び補塡対象金額の変更については、第百八十九条第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項中「第百七十五条第五項及び第百八十二条」とあるのは「第百九十二条及び第百九十三条第一項」と読み替えるものとする。

（共済関係に関する通知）

第二百四十一条　法第二百三条において準用する法第百九十五条第一項の規定により通知すべき事項は、次のとおりとする。

一　農作物共済にあっては農作物政府保険区分、家畜共済にあっては共済目的の種類、果樹共済にあっては果樹政府保険区分、畑作物共済にあっては畑作物政府保険区分、園芸施設共済については共済目的

二～四　（略）

2・3　（略）

附　則

（農業共済団体の勘定区分に係る経過措置）

第五条　（略）

（新設）